



令和3年12月27日
厚生労働省
兵庫労働局 発表

【照会先】
兵庫労働局職業安定部訓練室
室長 藤永 勇人
室長補佐 箸方 律子
電話 078-367-0801

報道関係者各位

今こそスキルアップのチャンスです！ —求職者支援制度の特例措置により、ハロートレーニングが より受講しやすくなりました—



コロナの影響を受けて、離職を余儀なくされた方や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者等に対する支援をより一層強化するため、求職者支援制度を活用して、ハロートレーニング（公的職業訓練）を受講しやすくなるための特例を設けました（令和4年3月31日までの時限措置）。

また、兵庫労働局（局長 鈴木 一光）では、県内全ハローワークに設置している「コロナ対応ステップアップ相談窓口」で、職業訓練の受講に関する相談全般から、就職支援まで一貫したサポートを実施しています。

◎求職者支援制度の特例措置の内容

◆ 訓練対象者の特例措置

働きながら訓練を受けて、社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身につけようとする方など《新》

◆ 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

- やむを得ない欠席理由に「就業するため」を追加
- 訓練の8割以上に出席した場合、やむを得ない理由以外の理由で欠席した場合、給付金を日割りで支給します（特例前はやむを得ない理由以外の理由で欠席した場合0円）《新》

◆ 職業訓練受講給付金の本人収入要件の特例措置（月8万円以下→月12万円以下）

◆ 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の特例措置（月25万円以下→月40万円以下）《新》

■ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、支給要件を満たせば月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練が受講できます。

※本特例措置は令和4年3月31日までに訓練が開始されたコースに適用されます。

※「《新》」は令和3年12月21日から新たに設けられた特例です。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップ^(*)を目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

* 令和4年3月末まで特例として、転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象としています

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職や 社内で正社員転換を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、 正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

（訓練受講の要件）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

（給付金の支給要件）

- 本人収入が月8万円以下 **〔シフト制で働く方などは月12万円以下〕**（*）
- **世帯全体の収入が月40万円以下**（*）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する**（*）
（病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和4年3月末までの特例

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
〔シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から〕（令和4年3月末までの特例）
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

〔修了者の声〕



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

〔所在地・連絡先〕



〔制度の詳細〕



〔制度の紹介動画〕

